

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月29日
【会社名】	株式会社エヌリンクス
【英訳名】	NLINKS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗林 憲介
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 栗林 圭介
【本店の所在の場所】	東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋NSビル5階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長栗林憲介及び取締役副社長兼管理本部長栗林圭介は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2020年2月29日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

全社的な内部統制については、原則として全ての事業拠点について全社的な観点での評価が必要ですが、売上高で全体の95%に入らないような連結子会社は、財務報告に対する影響の重要性が僅少な事業拠点として評価対象としないことが可能である為、「株式会社エヌリンクス」を評価対象といたしました。

全社的な内部統制の評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

業務プロセスに係る内部統制については、事業拠点の選定をする指標として、「売上高」を用いることとし、売上高の「概ね2/3」に達する事業拠点である、「営業代行事業」を評価対象といたしました。

評価範囲については、決算・財務報告に係る業務プロセス、並びに、決算・財務報告に係る業務プロセス以外の業務プロセスといたしました。後者に関しては、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点（金額的及び質的重要性を考慮して決定）及び当社の事業内容を勘案し、「売上高」、「売掛金」を事業目的に大きく関わる勘定科目として選定いたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価においては、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価すること及び3点セットを基にウォークスルー、運用テストを行うことによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。